

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ 役員の社葬費用と香典

Q: 死亡した役員の社葬を行いました、社葬費用と社葬に当たって受取った香典の取扱いを教えてください。

A: 社葬費用として通常要するものは、福利厚生費として損金の額に算入できます。

また、香典は、遺族の収入とすることが認められますので、会社の収益に計上する必要はありません。

【解説】

故人の経歴、地位、会社の規模等から社葬を行うことが相当であると認められる事情にあるときは、その要した費用のうち社葬のために通常要する金額は、これをその会社の福利厚生費として損金の額に算入することができます。

ただし、社葬のための費用には、遺族が個人的に負担すべき香典返戻費用、墓碑及び墓地の購入費、墓地の永代使用料、法要に要する費用は含まれませんので、これらの費用を会社が負担した場合には、その負担額は故人の遺族に対して贈与をしたものとして取り扱われます。

次に香典は、生前故人と親交のあった人々が、遺族に対する弔慰のしるしとして故人の霊前に捧げるものですから、会社の収益に計上しないで遺族の収入とすることができます。

この場合、香典の額がその故人の社会的地位、故人と会葬者との関係等に照らして社会通念上相当と認められるものについては、所得税は課税されません。

